

第47号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 概 要

現行の部分休業と子育て部分休暇を同日に取得する場合は、その合計時間を2時間までに調整することとする。

2 改正内容

子育て部分休暇については部分休業期間の補完を目的としているところ、子育て部分休暇と部分休業を同日に取得する際には合計で2時間まで取得可能とする改正をおこなうため、第15条に規定がある部分休業の承認において所要の規定整備を行う。

3 施行日

令和7年4月1日

新旧対照表

○職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 (第1項省略)</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第16条第1項の規定による育児時間、<u>勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間または勤務時間条例第16条の3第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の3第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間または当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第1項の規定に基づく任命権者の定めまたは同条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間、<u>介護時間または子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間または当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第15条 (第1項省略)</p> <p>2 勤務時間条例第15条第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項もしくは学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成20年品川区条例第22号。以下「学校教育職員勤務時間条例」という。)第16条第1項の規定による育児時間<u>または勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第1項の規定に基づく任命権者の定めまたは同条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間<u>または介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>